

1. 件名：原子燃料工業株式会社熊取事業所において行われる発送前検査に係る
面談 5

2. 日時：令和5年11月13日（月）13時00分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（Web 会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

細野企画調査官、木原上席監視指導官、小野主任監視指導官、秦原
子力運転検査官

熊取原子力規制事務所

大東統括原子力運転検査官

原子燃料工業株式会社

取締役 常務執行役員

執行役員 品質・安全管理室長

熊取事業所

所長

燃料サイクル技術部長

燃料製造部員 1名

5. 要旨

事業所外運搬に係る申請について、前回の面談で原子力規制庁から出した質問について事業者から以下のように回答があった。調達管理の不備については、今後コンディションレポートに登録し、改善活動を行う旨、事業者から発言があった。

質問 輸送容器の定期自主検査について、提出された文書の記載に基づけば、本件に係る核燃料輸送物設計承認書において、年に1回以上行うことになっているが、次回の定期自主検査はその要件を満たすことができるか説明すること。

回答)

事業者から、核燃料輸送物設計変更承認申請書の別紙安全解析書及び容器承

認申請書において、定期自主検査を1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超える場合には10回ごとに1回以上）行うことを定めており、この「1年に1回以上」とは、「年度に1回以上実施する」ものとして、社内ルールに定めている。この「年度に1回以上」の事業者の解釈については、原子力規制庁の審査担当に電話にて確認を行い、問題ない旨回答を得ている。

なお、原子力規制庁から、定期自主検査の検査タイミングの解釈については、核燃料施設等監視部門から審査担当の核燃料施設審査部門に確認する旨、事業者に伝えた。

質問 調達先の提出している発送前検査記録における輸送物総重量について、算出したものと実測値があるため、手順書等を用いて算出方法を示し、輸送物発送前検査結果に用いる当該重量について説明すること。

回答)

事業者から、申請書に添付した発送前検査記録に記載された輸送物重量には、実測値を転記しているものがあつた旨報告があつた。これは、調達先への発注書（実測した収納物重量に輸送容器重量（規格値）を足し合わせる）とは異なり、調達先が作成した発送前検査記録では、輸送物の最終実測値（発注書の内容に緩衝材等の重量を加えた最終測定値）が記録されていたもの。この結果、発注書に沿って求めた重量と実測値に無視できない差異があると原子力規制庁から指摘したところ、手順書に不備があることを認めた上で、申請書添付記録に実測値が転記されていたものについては、補正するとの発言があつた。

質問 測定機器の校正記録について、調達先の発送前検査記録の測定機器番号を確認し校正の有効期間内にあることを説明すること。発送前検査使用機器及び校正結果一覧において、測定時に校正が有効期間にないものがあるため、それに関して説明すること。また、再校正をした測定機器については、再校正について説明すること。

回答)

事業者からは、測定機器番号について確認した上で11月10日に提出した補正申請にて修正しているとの発言があつたが、原子力規制庁から、まだ調達先の発送前検査記録と整合が取れていないとの指摘について、再度確認して必要に応じて補正するとの発言があつた。

測定機器が校正の有効期間内でない状態で測定したデータの取扱いについては、再度面談にて回答するとのことであつた。

また、再校正前に測定したデータについて、調達先から問題ないと聞いている旨発言があったが、再校正の理由、データの妥当性等について再度面談にて説明するとのことであった。

質問 定期自主検査の検査実施日 (Inspection Date) について説明すること。
(補足) 日付欄に、2つ日付がある記録についての説明を求めたもの。

回答)

事業者から、片方の日付は訂正日であり、訂正方法については、調達先の品質保証マネジメントシステム上の訂正方法に従って訂正されており、もう片方の日付は実際の作業日である旨、説明がなされた。

質問 事業者が作成する発送前検査記録の検査終了日の根拠を説明すること。

回答)

発送前検査記録の検査終了日については、コンテナにおける作業完了日に統一し、一部補正する旨、回答があった。

6. その他
資料なし